

# 財団法人明治聖徳記念學會紀要

第參拾八卷

研 究

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

## 六國史の編修及古寫本に就きて

國學院大學教授 佐 伯 有 義

我が國の歴史で、特に勅命に由つて編纂されたものには、日本書紀を始めとして、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄この六つがある。普通に之を「六國史」と呼び習はしてゐる。第一の日本書紀は全部三十卷で、神代から持統天皇の御代(紀元一三五六年)までの事實を書き、第二の續

六國史の編修及古寫本に就きて (佐伯)

日本紀は、四十卷で、文武天皇の元年から桓武天皇延暦十年(紀元一四五一年)まで九十五年間の事を記し、第三の日本後紀は、これ亦四十卷で、桓武天皇延暦十一年より淳和天皇天長十年二月(紀元一四九三年)まで、四代、四十二年間の史實を記述し、第四の續日本後紀は、全二十卷で、仁明天皇御一代の實錄、第五の文德實錄は十卷で文德天皇御一代の實錄、第六の三代實錄は五十卷で、清和・陽成・光孝の御三代、三十年間の出來事を記録したものである。即ち全體を通觀すると、年代としては、神代並にそれに續く神武天皇の大御代から第五十七代光孝天皇の仁和三年八月まで、年數としては約一千五百四十七年間の御事蹟を記してある。其の記述の内容は、政治・法律・文物制度其他萬般の事に亘つてゐるが、殊に我が國體の淵源、又皇位の御繼承、諸氏祖先の功業事蹟に關する事項につき、根本の史料たるべきものは、六國史の外に無いのである。此の根本史料以外に、東大寺文書を始めとし尊重すべき古文書類が多くあつて、何れも結構なものであるが、しかし其の本質から云へば、正史の參考資料たるに止まつてゐる。又一面には、扶桑略記、一代要記、帝王編年記等あり、假字書きのものでは、水鏡・大鏡等の類があつて、これ亦甚だ結構なものではあるが、何れも六國史を本として各時代に書かれたものであるから、參考資料・補助の材料として見れば兎も角、獨立した史典としては、第二位にあるものと云はねば成らぬ。我が國史として第一に尊重すべきものは、六國史あるのみである。

斯の如く六國史は實に貴重なるものであるから、其の編修事蹟に就ては、從來の學者が夙に之を研究して發表したものが無ければならぬ筈であるが、不思議にもそれは極めて少いのである。今日までに六國史の解題を書いたものは、僅に『群書一覽』が指摘される。撰者を始め、編修の年代などは、其の書中に一通りは書かれてあるが、あれだけでは不充分である。明治年間に出來た『國書解題』などを調べて見ても、極めて簡單であつて、餘り役には立たない。そこで委しく説明したものが無いかと調べて見たが、やはり無い。平田篤胤翁の『古史徵開題記』は、古書に就て可成り委しく記述してあるが、六國史中の日本書紀について相當詳細な紹介が行はれてゐるのみで、續紀以下には多く觸れず、「群書一覽を見るべし」と云ふ風に僅に二三行書いてあるに過ぎない。随つて其の編修の事蹟、又、現存の古寫本などの事は知る由もない。『古史徵』に比べると、伴信友翁の『比古婆衣』には、稍廣い範圍に亘つて書かれてゐる。即ち其の一卷には、日本書紀考、日本紀年曆考、四卷には、續日本紀の中なる古き錯簡の文、六卷には、撰續日本紀次第考があり、なほ三代實錄に就ても説が載せてある。しかし何れかといふと、これも日本書紀が主であつて、續紀以下の事は少く、日本後紀、續日本後紀の事などは何等の記す所もない。日本後紀の事は、史學雜誌に一通り書いてあつたものを一覽した記憶があるが、これも委しいものではない。

さう云ふわけで、六國史中の日本書紀だけは、流石に古來廣く尊重されたゞけあつて、相當其の研究も行届き、異本に就ても、東京・京都の兩地で大正八年に日本書紀編修一千二百年記念式が行はれた時の展覧品目録が、兩地で出版されてゐるから、之を對照して見れば、書紀の古寫本は殆ど網羅して知ることが出来るが、其の他の五國史に關しては從來研究が不十分である。そこで今日私が、今までに知り得た所を基礎として、六國史は如何にして編修されたか、又どんな古寫本が現存するか、其の傳來の系統はどうか、と云ふやうな事について述べることは、強ち無益でもあるまいと思ふ。

## 二

先づ六國史の編修に就て申し述べたいと思ふが、順序として第一の日本書紀から始める。日本書紀は又「書」の字を除いて、單に日本紀とも呼ばれてゐる。そこで何れの名稱が正しいかと云ふ問題が起るが、現存する諸本の題號は皆日本書紀とあれど、古いものには、日本紀と書かれてゐる。本史の完成したのは元正天皇養老四年であるが、續日本紀に就て當時の記述を見ると、養老四年五月癸酉の條に

「先是、一品舍人親王、奉勅修日本紀。至是功成、奏上紀三十卷系圖一卷。」

とある。これは明らかに日本紀の方である。それから又、『本朝月令』所引の『高橋氏文』には延暦十一年三月の太政官符が載つてゐて、それにも「謹案日本紀……」とある。日本後紀にも數ヶ所に書紀關係

の記事が出てゐるが、何れも日本紀と書いてゐる。唯一ヶ所、大同元年八月十日の所には、「據日本書紀天照大神閉天磐戸之時云々」と出てゐるだけである。其の他『姓氏錄』などを見ても、皆、日本紀のみあつて、書紀と書いてある所は一つもない。そこで或る人は之を解して、元來は『日本書紀』が正しい名であるが、略して『日本紀』とのみ言ひ慣れたのであらうとしてゐる。これも確に一見解であらうと思はれるが、又一方から觀ると、苟くも前史の事を正史に書くのに略稱を用ふべきではないから、續紀又は後紀に『日本紀』とある以上、それが正しい名であつて、古くは單に日本紀とのみあつたのを、後世追々漢學を修める學者が數多くなり、何事をも支那風にむづかしく書くことを好むに至つて、殊更に「書」の字を増加したのであらうといふ説もある。此の説は伴信友の主張する所であつて、どうも證據の上から云ふと、此の方が適切なやうにも考へられるが、斷定は出來にくい。ところが、尾張の人河村秀根の『書紀集解』に出てゐる説に據ると、僧の雲蝶といふ者が大和石上の農家で手に入れた巻物には只「書紀」とのみ出てゐたと云ふ事で、秀根は自ら其の著書にも特に「日本」の二字を省き單に「書紀集解」とのみ題してゐる。即ち秀根に従ふと、元來「書紀」には「日本」といふ冠稱が無かつたものである、苟くも史官がそんな不見識な題號を自ら撰ぶ筈はない、それを後人が、さかしらに「日本」と小さく書入れたのが、後世紛れて混入したものであらうと云ふのであるが、其の説の正否は兎も角、これ亦一説である。要する

に、日本書紀、日本紀何れの書名が正しいかといふ決定は、なほ將來の研究に待つべきものであらう。こゝでは暫く通稱に従つて説明を進めることゝしよう。

此の日本書紀の編修が終つて上奏されたのは、元正天皇養老四年であるが、最初に編修の命が下つたのは天武天皇十年三月であつて、其の事は天武紀に委しく出てゐる。して見ると、天武・持統・文武・元明・元正と帝王御五代、年數にして四十箇年を編修完成までに要したわけである。どうして是程の長年月を要したのかと云ふと、一つは材料の蒐集が困難であつた事に原因してゐるであらう。後世記録が整うてから以後の事は、それ程でもなかつたらうが、ずつと古い時代は、多くは語り傳へたので、所謂傳説が遺つてゐるだけで、書留めたものは極めて稀であつたらうと思はれるから、それ等の時代の事を歴史として書き現すには、餘程困難であつたに違ひない、何にせよ國史として最初の正史を作るのであるから、特に或る時代に限つて餘り記事が少いやうでは體裁を成さない。そこで出来るだけ材料を廣く蒐める必要があつたが、而も其の蒐集が容易でなかつたとすれば、撰者としての苦心は尋常で無かつたことであらう。遂に内地の材料だけでは不足を感じて三韓の書をも材に採り、或は百濟本紀とか、高麗の沙門道顯の『日本世記』とか云ふ類のものをも多く引いてゐるのは之が爲である。何れにしても材料蒐集の困難が、編修完成期を遅延せしめたことは十分に察せられる。

次に第二の原因と思はれるのは、日本書紀の文體である。今日現存の書紀は漢文であるが、これは最初から漢文を以て書き現す意圖ではなかつたらしい。尤も曾ては私も古事記が古語を主とした假字交りで書かれてあるのに對して、日本書紀が漢文體であるのは、一方では國語本位の歴史を作り、他の一方では漢文體の史典を編むといふ意圖に基いたものであらうと想察して居たのであつたが、段々考へて行くうちに、どうもさうでは無かつたらしいと云ふ考が強くなつた。そこで追々研究をして見ると、最初天武天皇十年三月に、川島皇子以下に詔を下して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまうた時は、まだ漢文で書くといふ事は決定してゐなかつたのであらうと考へられるのである。随つて古事記が國語本位に假字を交へて書かれてゐるのに對して、漢文體の日本書紀が書かれたのではなく、實は古事記も亦、日本書紀の編纂事業に關聯して、是は天武天皇の御手許で別に御編纂遊ばされたものと觀るのが穩當であらうと思はれる。古事記は其の序文にある通り、元明天皇和銅五年正月二十八日に上奏したものであるが、扶桑略記卷二飯豐天皇の條に、

「此天皇、不<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>諸皇之系圖<sub>一</sub>。但和銅七<sub>年</sub>上奏日本紀載<sub>レ</sub>之」

と書かれてあり、之に據ると、古事記が出来た翌々年和銅七年に日本紀が既に上奏されてゐるのである。これは別稱を「假字日本紀」と稱するものであつて、古事記と略同じ體裁で編纂されたものである。とこ

ろが假字日本紀といふやうな國語を主として書いたものは、漢學流行の當時にあつては、權要の位置にある人々の意に適しなかつたので、更に漢文體に書き改めることゝなつて、和銅七年から、養老四年まで七年かゝつて新に漢文體の日本書紀が書き上げられた。これが現存の日本書紀である。斯ういふ風に日本書紀は、初めには古事記と大略同じ體裁で書かれたのであつたが、それが十分でないとして、改めて漢文體に書き直すといふ事になり、それが爲に又、更に年數を多く費したと認められるのである。

ところで、之に關聯して考へられるのは、國史を漢文體で書くには特別の苦心を要したらうと想察される事である。其の一例を申すと、日本書紀には古體の宣命が一つも載つて居ない。續紀には文武天皇御即位の時の詔が、明白に宣命の形で記されてゐるが、其の以前の書紀に見ゆる詔は皆漢文體であつて、國語の古文で書かれた宣命體のものは一つもないのである。これは、文武天皇の御代に至つて、俄に宣命體の文章が出来たといふわけではなく、元來は宣命體に書かれてあつたものを、書紀にては、一々漢文に譯し直して出したものであらう。若しさうであつたとすれば、非常な勞力である。宣命はいつ頃からのものが存して居たか、其の正確な時代は判明しないが、孝徳天皇の頃は勿論のこと、今少し古く遡つて欽明天皇頃にも國語の古文で書いた詔が必ずあつたらうと思はれる。孝徳天皇の御代には、大化改新の詔を始め、種々の詔が出てゐるが、それを一々拜讀して見ると、正しく續紀の宣命と同じ體裁で書

かれてあつたものを後に書き改めたと思はれる節の多いことに氣がつく。勿論昔の詔は文章に書いて示されたものではなく、皇族を始め群臣百官を一定の場所に集めて一同に讀み聞かせられたものである。

其の事は書紀を見るとよくわかるが、例へば、大化二年二月戊申の日の詔の如きも「天皇幸宮東門<sub>二</sub>使<sub>レ</sub>蘇我右大臣<sub>一</sub>詔曰」とあつて、

「明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連、國造、伴造及諸百姓、」

といふお言葉を初めに、詔旨が宣べられてゐる。かやうな場合に漢文では聽者に理解させることが出来るのであつて、日本人には日本語でない<sub>二</sub>と耳に入らないのである。だから是等の詔も、元來は宣命の形で讀み聞かされたのを、後に漢文體に改めたのであると解するのが至當であらうと思ふ。

此の宣命は、元來が讀み聞かせるものであるから餘り長文では諒解し悪い。随つて長いものは幾段にも切れてゐる。續紀に見えてゐる文武天皇御即位の詔の如きも、約五段に分かれてゐる。先づ最初に「現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等、天下公民諸聞食止詔」とあるのが第一段で、次に天位の尊い事、建國の大體の事を宣べるのが第二段、次にはそれを「是以云々」の文で受けて、故に百官人どもは清き明き心を以て奉仕せよとあるのが第三段といふ風になつてゐる。そして其れ等各段は、必ず「諸聞食止詔」といふ句で終止してゐて、一段が終る毎に、拜聽してゐる者等が、一

々唯と稱するのが慣例である。孝徳天皇の詔は、漢文體に改められてあるが、よく注意して見れば、それも元來は宣命として讀み聞かされたものであることが、容易に首肯されるであらう。又、當時は三韓との交通が頻繁にて、勅使が屢彼國へ赴いた事が日本書紀に見えてゐるが、其の場合にも古語の詔であつたことが明白である。さういふ風で對内關係に於てのみならず、對外關係の事柄に亘つても、當然古語で書いた詔が多くあつたと想はれるのであるが、書紀では悉くそれが漢譯して出されてゐるのである。是は甚だ遺憾なことである。

また誄詞にしても續紀以下に見ゆるものは多く國語の古文であるが、書紀にはそれが殆どない。只僅に用明天皇紀に三輪君逆が誄詞として、「不<sub>レ</sub>荒<sub>ニ</sub>朝廷<sub>一</sub>淨如<sub>ニ</sub>鏡面<sub>一</sub>臣治平奉仕」と申したと云ふ事が記載せられてゐるが、これは、「すめらがみかどを荒め奉らず、淨きこと眞澄の鏡の如くに、平らけく仕へ奉らむ」といふ意味の古文であつたのを翻譯したに違ひなからう。その外にも誄詞の事は所々に見えてゐる。例へば敏達天皇紀の終に物部弓削守屋大連と、蘇我馬子宿禰大臣との争の所にも、此の兩人が誄詞を奉つた態度の事が出てゐるが、其の文句は一つも出てゐない。恐らく是等も皆、古文であつたらうと想はれるが、悉く省き去られたものと見えて傳はつてゐないのは遺憾である。

次に書紀の編修者としては、一般に舍人親王と太安麿とだけが傳へられてゐるが、續紀の和銅七年二

月の條を見ると、紀朝臣清人と、三宅臣藤麻呂等が詔を受けて撰述に與つてゐる。勿論天武天皇十年の時の詔には、更に多くの撰者の名が見えてゐる。是等の人々以外にも編修に關係した人が多數あつたと、思はれるが不明である。續紀に書紀の撰者として名の擧げてあるは舍人親王御一方で、太安麿の關係してゐた事も私記の文に依つて知られてゐるのである。かくの如き次第で其他の人々の氏名の傳はらぬのは遺憾である。

日本書紀に次いで第二に編修せられたのは、續日本紀である。これは書紀が出来た養老四年から七十七年後、即ち桓武天皇延暦十六年三月に完成してゐるが、類聚國史に見ゆる續紀の上奏文を讀んで見ると、其の完成迄には五回の變遷を経過してゐる。先づ最初に、日本書紀の後を受けた文武・元明・元正・聖武四朝の記事は、早く編纂が了つてゐたやうであるが、其の明確な年代は分らない。第二回目は、淡路廢帝(淳仁天皇)の天平寶字二年から、光仁天皇の寶基八年までの歴史を、光仁天皇の御代に石川朝臣名足・毛野公大川等に詔して編纂せしめられ、名足等は之を二十卷に書上げて奏上してゐるのであるが、これも其の年代は不明である。第三回目は、やはり光仁天皇の御代に、前記の石川朝臣名足の外、淡海三船、當麻長嗣等にも詔を賜うて、第一回に奏上された文武朝以降聖武朝までの記述は疎漏多く不十分であるといふ理由で之が修撰を命ぜられたが、此の時に、第一回奏上の聖武朝までの歴史と、第二回の奏

上の天平寶字二年以降からの記述との間に、天平勝寶二年から天平寶字元年まで、即ち孝謙天皇御一代の記事が脱けてゐたのを併せて補修編纂せしめられた。ところが桓武天皇の御代に至つて、前朝に石川名足・上毛野大川等の撰上した淳仁天皇の天平寶字二年以降、光仁天皇の寶龜八年に至る間の歴史は、これ亦不完全であるといふので、更に右大臣藤原繼繩、菅野真道、秋篠安人等に詔して改撰訂正せしめられた。これが第四回目の編修であつて、繼繩等は之を延暦十三年八月に完成奏上に及んでゐる。ところが其の後に至り、曩に光仁朝に於て石川名足等に編纂せしめられ、更に之を不十分であるとして再改修せしめられた文武天皇以降孝謙天皇の寶字元年までの紀は、「因循舊案、竟無刊正」といふ理由で、菅野真道、秋篠安人、中科巨都雄等に更に詔して三たび之を改修せしめられた。これが第五回目の編修であつて、その完成を見たのが實に桓武天皇の延暦十六年であつた。さう云ふ風に、幾回も改修の勅命があつたので、續紀の編修には頗る多くの年月を要した。そこで、これは續紀を見れば分ることであるが、其の第一卷乃至二十卷は民部大輔菅野真道の名を以て奉り、二十一卷乃至四十卷は右大臣藤原繼繩が之を奉り、而も後半部の方は延暦十三年の日附であるのに對して、却つて前半部の方が、それよりも遅く延暦十六年の日附で奏上されてゐる。凡て歴史の編纂は擔任者が變ると、自づから其處に意見の相違があつて、後出の學者は前人の缺漏を發見し、之を不完全なりとする事が多いから、隨つて改修の勅命を

受けた者は、初めから又、慎重に研究して訂正すると云ふやうな事に成つて一層長年月を要するに至つたのである。

第三には日本後紀であるが、全四十巻の中現存するのは十巻だけで、残餘の三十巻は缺けて居る。これが完成をしたのは、續日本紀が出来てから四十三年後、即ち仁明天皇承和七年である。奉勅より完成まで二十二年かゝつてゐるから、比較的編修が長引いた方である。撰者は巻首に藤原冬嗣奉勅撰とあるが、實際に出来上つて奉つた時の序文には、左大臣藤原緒嗣とある。初め詔を受けたのは冬嗣であるが此の人は天長三年（一四八六）に薨じ本史を奏上した承和七年（一五〇〇）には既に故人となつてゐたのである。それを特に日本後紀に限つて、實際の奏上者でない冬嗣の名を撰者として掲げてあるのはいかなる理由であらうか。前後の例に據れば奏上責任者の名を以てするのが至當である。これは恐らく後に書き改めたものではあるまいか。私は此の事を校訂標注六國史の解説に書き忘れたから、此の機會に一言して置く。

次に第四は續日本後紀である。本史の完成したのは清和天皇貞觀十一年で、日本後紀の奏上後二十八年である。此の續日本後紀は非常に錯簡が多く殊に現行の普通板本には甚しい錯簡が隨所にあつて、殆ど手が附けられぬ程である。是は多分應仁の亂に散亂したのを蒐集して還元する時に、こんな事に成つ

たのであらう。普通の錯簡は、多くは表具師の手で継ぎ合せる際に、前後の順序を取違へる爲に生ずるのであつて、一枚継ぎ違へると、文章が切れ切れになつて意味が通じない事に成るのであるが、續日本後紀の場合は、それ所ではなく、實に縦横無盡に入り亂れてゐるのである。ところが段々古寫本を調べると、割合に順序よく整うてゐるのもあつて、善惡兩種の本がある。其の中で惡本の方が版に成つたものらしく、東山文庫の御本と校合して見ると、錯簡ばかりか、甚だしい脱落まである。何にせよ一ヶ所に百五十字乃至二百字も脱けてゐる部分があるが、十數ヶ所も見受けられるのである。本史の撰者は太政大臣藤原良房で、詔を受けてから十五年後に奏上してゐる。

第五は文徳實錄であるが、これは清和天皇の貞觀十三年に詔があつて、陽成天皇の元慶二年に奏進されてゐる。此の通りならば九箇年を要したわけであるが、十三年の三は五の誤で、實は七箇年で編修せられたのである。これは御一代の實錄で卷數も少いから、餘り年數を要しなかつたのであらう。編修總裁は右大臣藤原基經である。

第六は三代實錄であるが、これは編纂の詔の下つたのが宇多天皇寛平四年で、完成したのは醍醐天皇延喜元年であるから、十箇年で完成したのである。卷數五十卷あり大部の書であるにかゝはらず、續日本紀や續日本後紀等比べて割合に早く出來たのは大成功である。本史の標題は『三代實錄』でもとよ

り誤は無いのであるが、續群書類從に收むる『惟賢比丘筆記』を見ると、『外記番記』といふ書名が『文德實錄』の次に見え、「自<sub>二</sub>天安二年<sub>一</sub>至<sub>二</sub>仁和三年<sub>一</sub>。醍醐御宇、左大臣時平等撰」と注してある。これは明らかに三代實錄を指したものである。三代實錄を外記番記といふのは甚だ珍しい名であるが、これは根本材料を、外記日記から採つたところから起つた名稱であらう。外記は太政官の文書を管掌する官であつて、それには特に文筆に優れた有名な學者が任ぜられるのが常であるから、國史の編修に當つては、其編修者の一人に必ず外記が加へられる。そこで外記日記即ち外記番記が編修の根本材料となり、之に主要な官吏の傳記其の他を加へて、一つの史典が出來上るのである。斯くの如き理由で三代實錄を外記番記と書いたものかと思はるゝ。此の三代實錄の編輯總裁は、左大臣藤原時平であるが、右大臣菅原道真公も關係せられてゐたのである。然るに公は、延喜元年八月此の實錄が奏上される五六ヶ月以前に、停任されて流罪となつてゐるから、撰者の中に其の名は列してゐないが、序文の中には編修に關係せられた事實が書き込まれてゐるのである。六國史の編修については、最初の日本書紀以來一定の型があつて大體前例を趁うてゐるのであるが、漸次編修の經驗を重ねるに隨つて、後のもの程體裁が整備してゐる。殊に三代實錄の主たる撰者大藏朝臣善行は當時大外記であつたから、主として其の事に當つたものと思はれるが、道真公と相並んで、文筆の才に長じてゐた人であつたから、三代實錄は、六國史中でも

他の國史とは體裁を異にしてゐるところがある。文德實錄までは、事件を記すのに、何月何日とは書かずに、「六月甲午」とか「七月癸亥」とかいふ風に干支だけを記してゐるが、三代實錄では、「十七日己亥」或は「廿七日己酉」と云ふやうに日數と干支とを併記してゐる。一見甚だ複雑なやうであるが、事件の經過を知るのには大變便利である。又、記事の上でも、新しい事を記すには一々其の事由を説明してあるので、他の場合もそれで類推が出来るやうに注意してあり、其他種々の特徴が見えるのである。但し續日本後紀に脱落が多いのと同じく、三代實錄にも非常に脱けた箇所が多いことが著しく目につく。其の事は標注六國史の解題にも書いてゐいたが、應仁の亂に散亂したのを後に整理する時に誤落を生じたものであらう。又或は殊更に文章を略したらしい處も多くある。例へば何月幾日誰某を正三位に叙すとある次の人名を全然略して單に男十人、女四人と云ふやうに人數だけしか記してない所が往々ある。これは後世謄寫の際に省略したものであらうが、甚だ遺憾な事である。

## 三

以上六國史の編修の經過について略述したから、次には其の古寫本の事を少し述べて置かう。

六國史古寫本の最も多く存するのは書紀である。續紀以下になると平安朝の寫本はなく、皆鎌倉時代以後のものばかりであるが、書紀には、前田侯爵、岩崎男爵などの文庫に平安朝の古寫本が、完本では

ないにしても數卷づゝある。京都の北野神社にある北野本には、鎌倉時代以後のものも加はつてゐるが、平安朝代の物が相當に交つてゐる。卷數は廿八卷あり、現存の古寫本中白眉として推すべきであらう。次に時代は其れ程古くないが、冊卷全部完備してゐて良い本は、内閣にある紅葉山文庫本であらう。又宮内省の興國本は十三卷(七帖)、熱田本は十五卷、無窮會の應永本は二十三卷で、是等が卷數としては割合に多い方である。神代卷だけのものに成ると、大分部數が多いやうであるが、古寫本中の善本は大體右の如くである。之を系統立て、區別すると大體二つになる。一は吉田子爵家所傳の所謂吉田本で、これが最も汎く行き亘つてゐる。紅葉山本、興國本、應永本などはいづれも其の系統である。第二に京都田中勘兵衛氏所藏の田中本、岩崎本、前田本、北野本、是等の古寫本は全然別系である。要するに書紀の古寫本は大體に於て、吉田系の本と、吉田系以外の古寫本との二種に別れて居ると見てよい。

次に續紀になると、武州金澤稱名寺の金澤文庫本が唯一本異つてゐるだけで、其の外に内閣本、吉田本、曾我本、谷森本、宮崎文庫本、前田本、淀本等寫本は随分残つてゐるが、皆吉田系のものである。

第三の日本後紀は、三條西家の天文本が一本あるのみであるが、吉田家の事は少しも見えず、第五卷の奥書に大永四年九月中書王御本を以て書寫したとあるから、吉田系統の本ではない。第四の續後紀は内閣本、尾張本、前田本、中原本、林崎本、宮崎本、淀本等十數種の本が現在して居るが、これも吉田家

の事は奥書に見えぬから、やはり吉田系統の本ではない。次に第五の文徳實錄は傳寫の本が甚だ多く、内閣本、圖書寮本、尾張本、前田本、堀杏庵本、中原本、谷森本、藤波本、宮崎本等同じく十數本あるが、是は何れも吉田系である。三代實錄も内閣本、尾張本、前田本、谷森本等同じく十數本あるが、何れも吉田系統で、三條西實隆公書寫の本を原本に謄寫したものである。

以上の如く六國史の現存する古寫本では、日本書紀が最も多く、系統としては、吉田系以外にも古いものが少くない。これは書紀が六國史の中でも最も古く、又最も貴重なものである爲に、比較的廣く世に傳播したものであらう。例へば應仁の亂に遇うて、京都方面の傳本は兵燹に罹つたとしても、廣く傳播してゐたが爲に、他の地方の傳本が残り得たのである。そこで幸に平安朝の寫本も現存してゐるわけである。續紀も亦第二の國史であるから、日本書紀に次ぐ分布率を示してゐて、關東地方へも夙く古寫本が傳はつてゐる。金澤文庫にも續紀が日本書紀と並存してゐる。京都に残つてゐるのは應仁の亂に遭うて滅んだ後に再び謄寫した物であるが、關東の金澤本は其の時の兵亂には關係が無かつたから、鎌倉時代の本が其の儘に残り得たのである。日本後紀以下の諸本と成ると、餘り汎くは傳播されてゐない。關東には勿論の事、近畿地方の寺などにも餘り行き亘らず、只京都にのみあつたので、後紀などは四十卷の中三十卷まで滅亡することになつた。續日本後紀・三代實錄なども、そんな關係で錯簡が多いので

ある。次に六國史現存古寫本の所在を申すと、第一は帝室で、圖書寮と東山文庫とに藏められてゐる。東山御文庫の本は日本後紀が闕けてゐるが、其の他は卷子本として残つてゐる。博物館にも玉屋本日本書紀がある。内閣文庫には、これも後紀は無いが、書紀以下揃つてゐて、中には二三部あるものも見受けられる。又、上野の帝國圖書館には薩摩本の續紀がある。これは金澤本を島津家で謄寫せられたものである。帝大圖書館のは震災で全く焼亡したが、京都大學には、書紀及び續紀の寫本がある。次に前田侯爵家では、五代の松雲公が熱心に古書を蒐められたので、後紀はないが、平安朝書寫の日本書紀の外、續紀以下悉く揃つてゐる。前田家に六國史の古寫本があると云ふ事は豫てから聞いてゐたが、寫本類は金澤にあつたので閲覽する機會を得なかつたのを、今回の校訂に付特に取寄せて戴いて始めて閲覽するを得た。尾州徳川家には金澤本續日本紀がある。但し其の一半は、圖書寮に所藏せられてある。續日本後紀もあるが之は閲覽しなかつた。が、三代實錄は一見した。これは内閣の寫本と大體謄寫の時代が同じいかとも思ふが、他本に無い部分が多く具はつてゐる。恐らく誰か校訂したのであらう。其の他九條家にも六國史の寫本があるが、餘り知られてゐない。國學院大學には北野本の副寫がある。是は佐々木侯爵が寫させて置かれたものである。又、無窮會には應永本日本書紀の外に文徳實錄がある。應永本書紀は原本の影寫ではあるが、他に獲難い貴重なるものである。

又文德實錄は堀杏庵の持つてゐた古寫本である。村尾元融の『續日本紀考證』には堀本の事が出てゐるが、其の實物を見たいと思つても見當らぬので、注意して探してゐると、無窮會に杏庵の奥書ある文德實錄があつたのである。恐らく續紀もこれと同時代のものであらう。時代は寛永頃かと想はれる。なほ神道本局には淀本の續日本後紀、神崎一作氏は同本の三代實錄を所藏して居らるゝ。是は稻葉正邦子爵所持の物を後に譲られたのである。同本の續日本紀は老生が三十年前に買求めて所持して居る。現在個人として東京で最も多く六國史の寫本を所藏してゐるのは、谷森善臣翁の令息(故谷森眞男氏の弟)健男氏であらう。同氏は續紀、續後紀、文德實錄、三代實錄、以上いづれも二部或は三部づゝ所藏して居らるゝ。これは明治維新の際に京都の公卿から賣り出されたのを、先代が本が好きで買はれたものであらうと思ふ。同氏程古寫本を多く所藏して居る人は他に見當らぬ。日本後紀は三條西伯爵家に十卷(六冊)残つてゐる外、何處にもない。これは天文年間の寫本であるが、只今では日本唯一の古寫本として尊重すべきものである。

地方では伊勢の神宮文庫には、續紀以下の寫本がある。時代はさまで古くはないが、多くは神宮の神職が分擔して謄寫した記念すべき共同勞作品であつて、時代こそ古くはないが、非常に敬服すべきものである。次に大阪では桃木武兵衛氏が古寫本を持つてゐるが、善本のあるのは、何と云つても京都の吉

田家である。然るに今日は容易に見ることを許されぬのは甚だ遺憾である。其の他の地方にも尙多少はあるが、先づ六國史の現存古寫本として重立つたものは大略前述の通りである。

#### 四

そこで、最後に一言申し添へたいのは古寫本の保存といふ事である。これは強ち六國史に限つた事ではない、總ての古書、殊に再び得られない古寫本の類は入念に保存の道を講ずるやうにしたいと思ふ。自然に任せて置けば古書は漸次に散逸する運命を持つてゐる。三條西家では、逍遙院實隆公が早く此の點に留意して、日本書紀を始め六國史の全部を保存することに苦心努力せられた。京都には勿論由緒ある古寫本が残つてゐたのであるが、應仁の亂で、それ等が或は焼亡し、或は持つて地方へ避難した爲に散逸して非常に少くなつてゐたのを、公が長い間かゝつて寫し揃へられたのである。奥書に據ると、永正十年（二一七三年）とある日附が最も古く、最も新しいのは大永四年（二一八四年）であるから、前後十二年間かゝつて寫し集められたのである。其中で日本書紀は、吉田家の本が幸に應仁の兵燹を免れたと見えて、それを謄寫されてゐるが、吉田家では其の後の大永五年（二一八五年）に、兼滿が館へ火を放つて逃げた爲、僅に残つたのは兼夏眞筆の神代卷其の他で、完本は其の時に焼失した。今日同家にある書紀は、實隆公が永正十年に寫して校合して置かれた物の轉寫である。續紀もこれ亦同様で、吉田

家藏本を實隆公が永正十二年、十三年に寫されたもの、文德實錄も永正十二年の謄寫である。三代實錄は、永正十二年から大永四年まで九年間を其の謄寫に費してゐるが、これは補足せられた爲に特別に時日を要したのであらう。次に日本後紀と續日本後紀とは天文に寫されてゐるから、實隆公の入道後に子息の公條卿(當時權大納言)が寫されたものであらう。其の一冊には大永四年に卿自身寫された原本が残つてゐる。これが前にも申した通り現今日本唯一の日本後紀の古寫本であるが、それも十卷(六冊)だけで他は既に滅亡してゐるのである。斯ういふ風に篤志家があつて、苦心して後世に残して置いて、時と共に散逸又は滅亡して了ふのであるから、今にして其の保存の方法を圖ることが必要である。現に谷森翁の校合本なども、維新前までは其の原本が確に存在したものであるが、維新の際に無くなつたものか只今では全く行方不明になつて了つたのは惜しい事である。其の他一條兼良公の古寫本、又は校合本なども、古人の奥書に其の名を留めて居るばかりで、現に公爵家の藏書本には一冊も無く、又、狩谷掖齋の校合した本なども其の原本の所在不明になつたものが多い。斯の如く確に存在して居たものが、いづれも行方不明に成つて了ふといふのは、古寫本保存の方法が特別に講ぜられてゐないからで、今後も尙これを放任して置いたならば、數百年後には貴重な古寫本はどう成り行くかと寒心する。古人苦心の大切な傳本を此の際十分に手を盡して保存することは、單に學者のみならず、國家が進んで速か

に實行すべきことであると思ふ。

次には六國史の校訂の事であるが、之に就ては古人が段々骨を折つてゐる中にも、殊に感ずべき事例は水戸光圀卿である。水藩では元祿四年正月二十六日に校訂六國史を完成してゐるが、六國史全部を校合するには少くとも數年の歳月を要した事と思ふ。大日本史編纂についての記録には書き漏らしてあるが、恐らくこれは大日本史編纂の必要上、其の前提として行はれた事で、當時の板本には誤が多く、底本とするには足らぬものであつたので、先づ六國史から正してかゝられたものであらう。飽くまでも徹底的な學者的態度として敬服するの外はない。次に學者として六國史を校合した人は伴信友其の他多くあるが一二の例を擧げると、小野高潔・狩谷掖齋等がある。高潔は神道家で、多くの著書を殘してゐるが、此の人は安永三年から同五年三月三十日まで續紀の全部を會讀したことを同書の奥書に自ら記してゐる。なほ其の時の會讀者は、源義亮(倉賀野空阿)、平尹庸(金子助三郎)、奈佐久左衛門(草香部勝海)、平長貞等が集まつて會讀したのである。次に狩谷掖齋の方は、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等を會讀してゐる。そして續後紀は、寛政八年八月八日に、文德實錄は、寛政七年五月二十八日に各之を了したとある。又三代實錄は寛政七年六月六日から始めて八年二月二十三日に了つてゐる。會讀者は續日本後紀が吉田雨岡、清水濱臣、大島林益、文德實錄は雨岡、濱臣及岡田光憲、三代實錄は雨岡、濱

臣、林益、光憲の四人と共に會讀したのである。斯の如く單に校合をしたばかりでなく會讀までしたといふ事は、古人の學に忠實であつたことを證するもので、これ亦感服すべき事と思ふ。

次には六國史の註釋である。『書紀集解』を著した河村秀根は、續紀以下三代實錄に至るまで六國史全部に亘つて集解の著があると傳へられてゐたのであるが、私は最初之を疑つてゐたのである。然るに大正元年宮内省で六國史校訂材料の取調中名古屋に出張して、市役所で續日本紀以下の集解の原稿を閲覽し、傳聞の誤でないことを知つて大に敬服したのである。もとより未定稿ではあるが、續紀より三代實錄まで悉く存在し、文化三年より同十四年まで十一年かゝつて註釋したものである。此の年月の事は毎冊の卷末に年月日を書き附けてあるので、明白に知ることが出來たのである。

斯ういふ風に、維新前の學者は、六國史の保存、校合、及び註釋について、出來る限の力を注いでゐたのである。これは我々後進者の大いに感謝せねばならぬ事であると思ふ。私は去る昭和三年六月初日新聞社の委嘱に應じ、同社が御大典の記念事業として計畫せる六國史の校訂及び注釋に従事し、昨年十二月まで二箇年半を費して、全部百六十卷の校訂標注并に索引の編纂をも完了した。何分不學且短才なる爲に校訂も標注も索引も十分なものは出來なかつたが、自分が自ら其の事に當つて、古人の勞苦に就いて殊更深く感じたのである。そこで其の事的一端を申上げて置きたいと思つた次第である。